市会議案第４０号

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の
治療推進を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成２７年１２月２４日提出

吹田市議会議員　　藤木　栄亮

同　　野田　泰弘

同　　泉井　智弘

同　　山本　　力

同　　小北　一美

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書（案）

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等の身体への強い衝撃によって、脳脊髄液が漏れ、頭痛、めまい、吐き気、倦怠感等の様々な症状が発症する病気である。その症状は、外見からは分からないため、医療現場や交通事故の際の保険関係者の無理解に、患者やその家族は肉体的、精神的な苦痛を味わってきた。

国は、平成１９年（２００７年）に厚生労働省研究班を立ち上げ、平成２３年（２０１１年）には脳脊髄液減少症の一部である脳脊髄液漏出症の診断基準を定めた。また、平成２４年（２０１２年）にはブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が先進医療として承認され、平成２６年（２０１４年）１月に行われた先進医療会議では、同療法を受けた患者の約８割に治療効果があったと報告された。さらに、外傷を機に発生する脳脊髄液の漏れの診断基準の研究がされており、同療法の保険適用が強く望まれる。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項を早期に実現するよう強く要望する。

記

１　脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法を保険適用とすること。

２　厚生労働省の研究事業において、１８歳未満の症例を加えること。

３　脳脊髄液減少症の早期発見、早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２７年１２月　　日

吹　田　市　議　会